

期間が180日を超える入院について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は「保険外併用療養費に係る特別の料金」として患者様のご負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様のご負担になります。

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)……1日につき **2,480円** (税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、「特別の料金」の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重症者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方(日常生活自立度ランクB以上)

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。

なお、ご入院時に3ヶ月以内の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定の方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で180日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して180日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。これらは国の医療政策によるものであって、当院の収入が増加する訳ではありません。